

Newsletter

平成23年度税制改正

Contents

- ▶ 法人関連税制 2
- ▶ 国際課税 7
- ▶ 金融・証券税制 10
- ▶ 消費税 11
- ▶ 納税環境整備 12

平成23年6月22日に、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(以下、「切り出し法」)が成立し、同年6月30日に公布・施行されました。

これは、同年1月25日に国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」(以下、「旧法案」)のうち、政策税制を拡充する項目、納税者の利便性を向上させる項目、課税の適正化を図る項目、同年3月末に期限が切れて「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」(いわゆる「つなぎ法」)で6月末までその期限が延長されていた期限切れ租税特別措置の延長等の項目を切り離したものです。

一方旧法案は、同年6月10日にその題名が「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」(以下、「新法案」)に改められ、旧法案の項目が修正されました。

旧法案において改正が予定されていた法人実効税率の引下げ、並びに欠損金の繰越控除制度の見直し及び貸倒引当金制度の見直し等の課税ベースの拡大に係る項目(*)は、新法案に盛り込まれ引き続き審議が行われる予定です。

本号では、切り出し法の主な項目について政省令を踏まえてご紹介します。

(*)ニュースレター2010年12月号をご参照ください。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/Newsletter_Dec_2010/\\$FILE/dec2010-j.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/Newsletter_Dec_2010/$FILE/dec2010-j.pdf)

法人関連税制

法人関連税制の主な改正項目は、以下のとおりです。

(1) グループ法人税制の見直し

平成22年度税制改正において創設された100%グループ内の法人に係る税制等について、その円滑な執行に向けて、次のとおり所要の見直しが行われました。

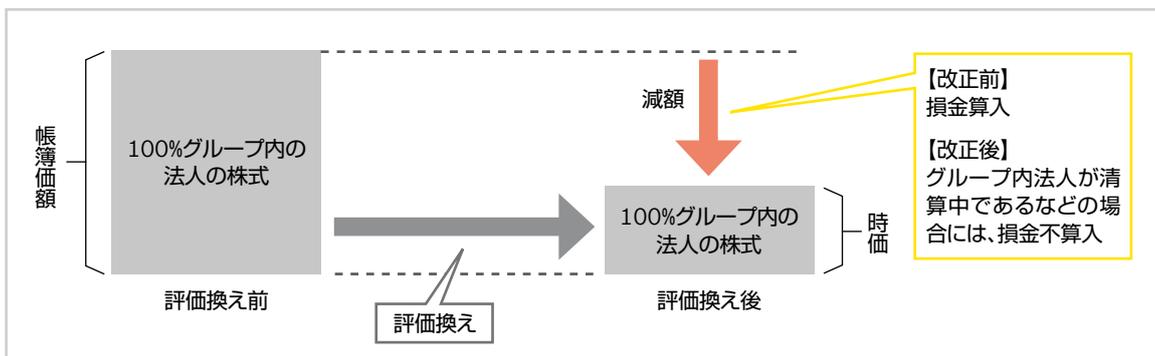
① 清算中の法人等の株式に係る評価損の計上

内国法人が有する株式又は出資のうち、100%グループ内の他の内国法人で次に掲げるものの株式又は出資については、評価損を計上しないこととされました(新法33、新法令68の3)。

- (a) 清算中であるもの
- (b) 解散(合併による解散を除く)が見込まれるもの
- (c) その100%グループ内での適格合併を行うことが見込まれるもの

上記の改正は、平成23年6月30日以後に行う評価換え等について適用されます(改正法附則12)。

【イメージ図】



(出典：国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」16ページ)

② 解散の場合のマイナスの資本金等の額の取扱い等

解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度においてマイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とするほか、連結納税制度における期限切れ欠損金の損金算入制度について所要の整備が行われました(新法59③、新法令118)。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます(改正法附則10)。

③ 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例

一定の適格分割等が行われた場合で、分割承継法人等の欠損金額の切捨額を移転時価資産価額及び移転簿価資産価額によるときのその算定の対象となる資産から、自己の株式又は出資が除かれました(新法令113⑤⑥)。

上記の改正は、平成23年6月30日以後に行われる適格分割等について適用されます(改正法令附則7②)。

④ 中小法人向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用

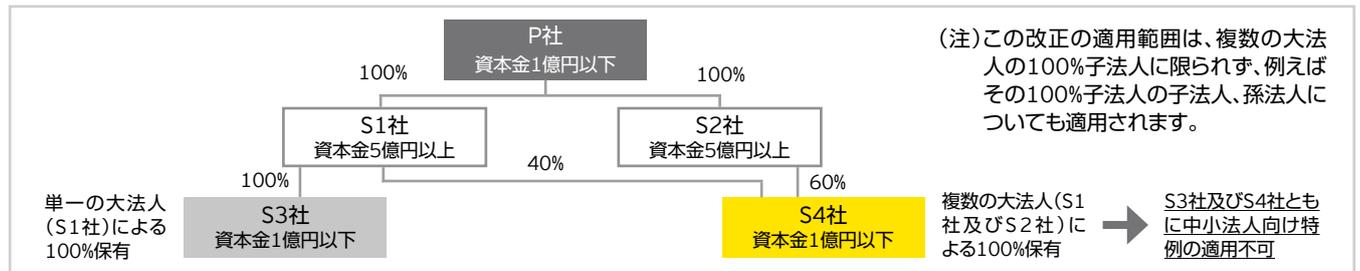
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しないこととされました(新法66⑥他)。

- (a) 法人税の軽減税率
- (b) 特定同族会社の特別税率の不適用
- (c) 貸倒引当金の法定繰入率
- (d) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- (e) 欠損金の繰戻しによる還付制度

(注) 大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいいます。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度(平成23年6月30日前に終了する事業年度を除く)から適用されます(改正法附則13、16)。

【イメージ図】



(2) その他の法人関連税制

(1)以外で法人に関連する主な改正項目の内容は、以下のとおりです。

① 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価方法について、切放し低価法が廃止されました(新法29、旧法令28②)。

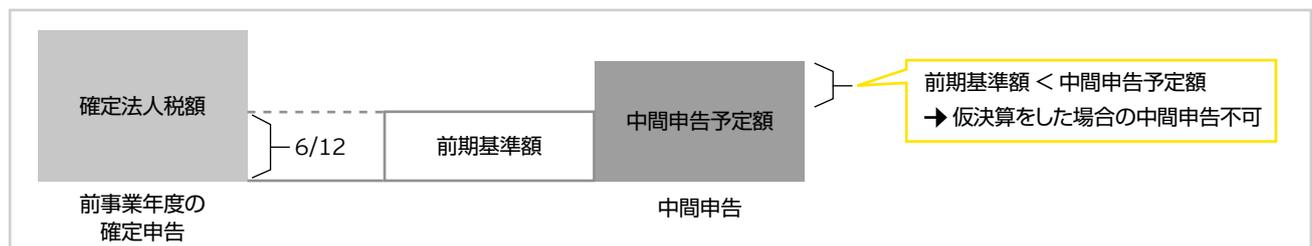
なお、法人が平成23年4月1日以後に開始し、かつ、平成23年6月30日以後に終了する事業年度の直前の事業年度において切放し低価法の規定の適用を受けていた棚卸資産の同年4月1日以後に開始する各事業年度(同年6月30日前に終了する事業年度を除く)終了の時点における評価額の計算については、その棚卸資産はその直前事業年度末の評価額を取得価額とする経過措置が設けられました(改正法令附則5①②)。

② 法人税の中間申告制度

法人税の中間申告制度について、仮決算による中間法人税額が前事業年度の確定法人税額の6/12を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出することができないこととされました(新法72①)。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます(改正法附則10)。

【イメージ図】



(出典：国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」15ページ)

③ 企業会計基準第24号『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』の導入に伴う手当て

平成23年4月1日以後に開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正について、『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』が適用されたため、法人税法上、次の措置が講じられました。

(a) 陳腐化償却制度が廃止されました(旧法令60の2)。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。なお、平成23年3月31日以前に開始した事業年度において陳腐化償却の承認を受けた場合(平成23年4月1日以後に開始する事業年度において平成23年6月30日前に承認を受けた場合を含む)減価償却資産の償却限度額については、従前の例により計算されます(改正法令附則2、6③)。

(b) 一定の事由が生じた減価償却資産につき、未経過使用可能期間を基礎として償却限度額を計算することにつき国税局長の承認を受けた場合には、その未経過使用期間を耐用年数とみなし、その承認後は未経過使用可能期間で償却できる制度とされました(新法令57)。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度において平成23年6月30日以後に承認を受ける場合の償却限度額の計算について適用されます(改正法令附則6②)。

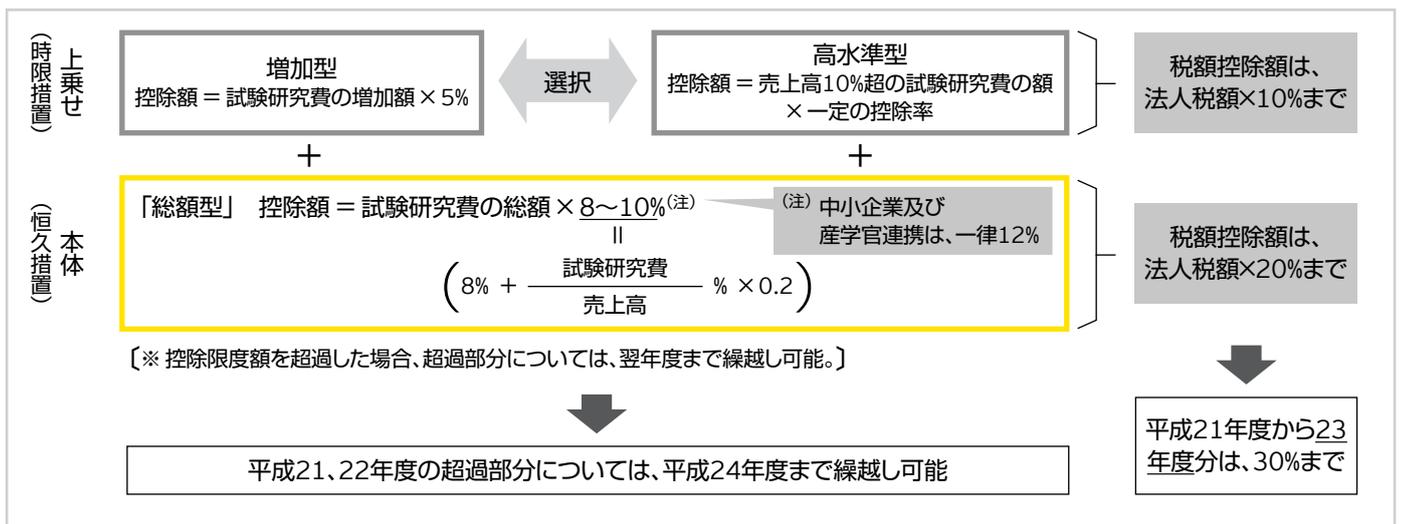
(c) 確定申告書等の添付書類として過年度事項(その事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書等)の修正内容を記載した書類が追加されました(新法規35②)。

上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度(平成23年6月30日前に終了する事業年度を除く)の確定申告書について適用されます(改正法規附則5)。

④ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の延長

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例は、平成24年3月31日までに開始する事業年度まで、その適用が延長されることとなりました(新措法42の4の2①)。

【イメージ図】



(出典：経済産業省「平成23年度税制改正について」(参考資料)平成22年12月5ページをもとに作成)

⑤ 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限が平成26年3月31日まで3年延長されました(新措法68の4)。

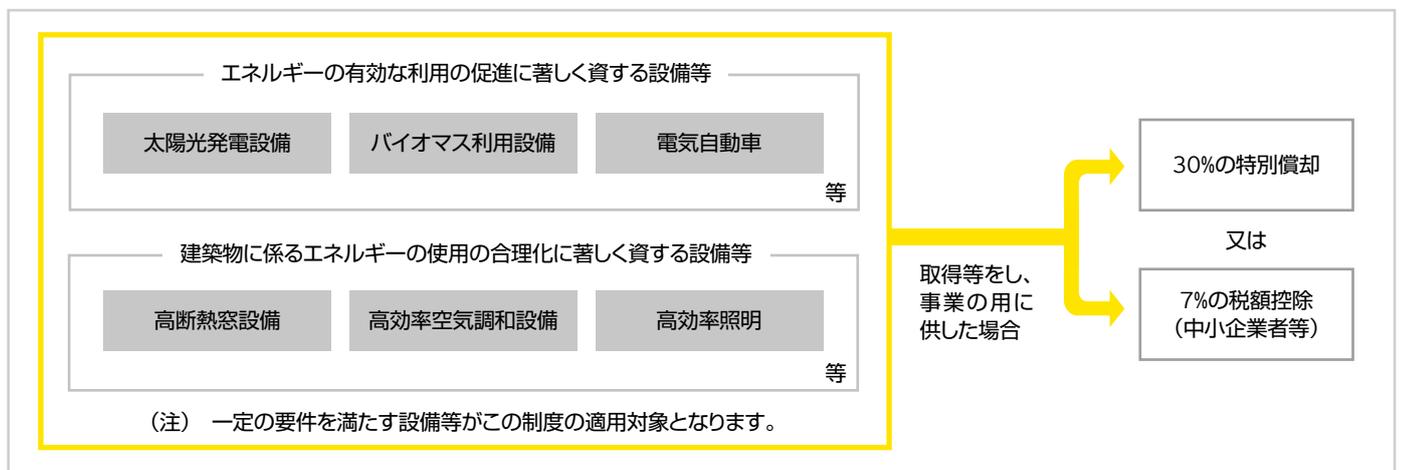
⑥ 雇用促進税制

青色申告書を提出する法人で、公共職業安定所の長等に雇用促進計画の届出を行ったものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、その事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数を、前事業年度末に比して10%以上かつ5人以上(中小企業者等は2人以上)増加したこと等につき公共職業安定所の長等の確認を受けた場合には、一定の要件の下、その事業年度の法人税額の10%(中小企業者等は20%)を限度として、その事業年度の法人税額から増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除することができることとされました(新措法42の12、新措令27の12、新措規20の7)。

⑦ 環境関連投資促進税制

青色申告書を提出する法人が、平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に、エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する一定の減価償却資産、又は建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する一定の設備等として財務大臣が指定するものの取得等をし、その取得等をした日から1年以内にその法人の事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができることとされました(新措法42の5の2、新措令27の5の2、新措規20の2の2)。

【イメージ図】



(出典：国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」4ページ)

⑧ 総合特区制度・アジア拠点化推進のための税制

激しい国際競争にさらされている我が国の企業立地環境を改善するため、地域や対象企業の特徴に応じて次の税制上の措置が講じられました。

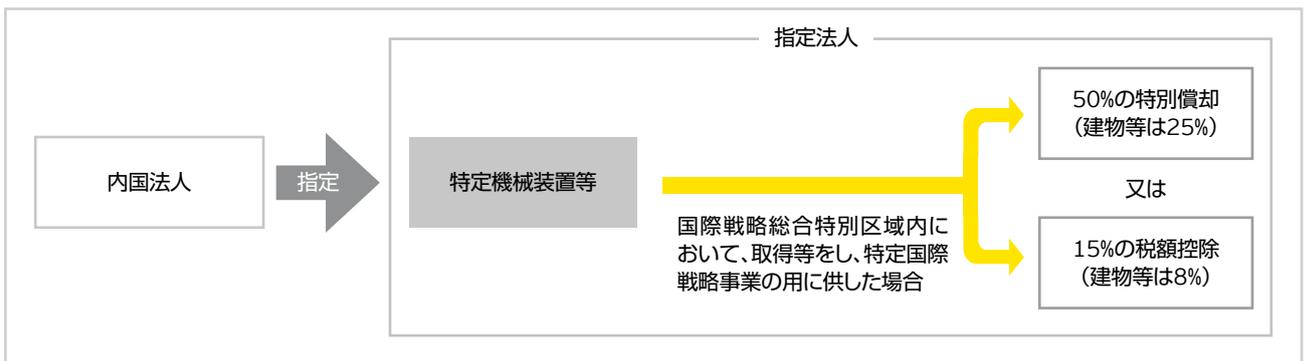
(a) 総合特区制度

総合特区制度の創設に伴い、国際的に競争優位性を持ちうる大都市を対象とした国際戦略総合特別区域内で事業を行う青色申告法人につき、主に次の措置が講じられました。

- ▶ 認定地方公共団体の指定を受けた青色申告法人が、認定国際戦略総合特別区域計画に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をした場合には、その取得価額の50%（建物、建物附属設備及び構築物については、25%）の特別償却又は15%（建物、建物附属設備及び構築物については、8%）の税額控除のいずれかの選択適用ができることとされました。

上記の改正は、総合特別区域法（平成23年6月22日成立、同月29日公布）の施行の日（平成23年8月1日）から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその期間内に取得等をする設備等について適用されます（新措法42の11、新措令27の11）。

【イメージ図】

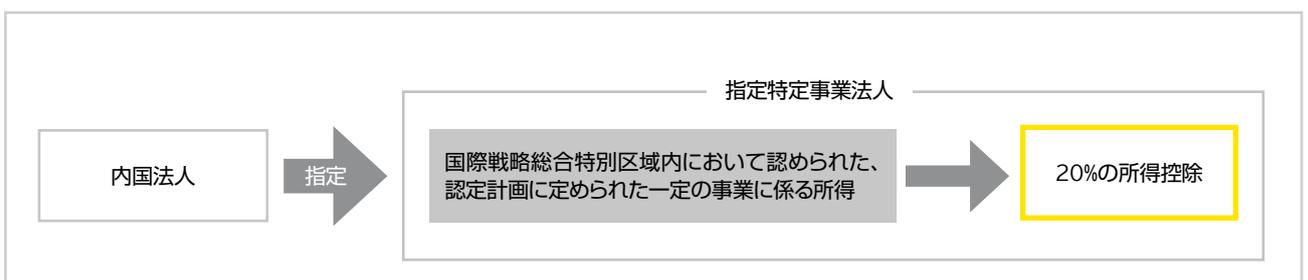


(出典：国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」7ページ)

- ▶ 青色申告書を提出する一定の指定特定事業法人が、国際戦略総合特別区域内において行われるその指定に係る事業のうち、内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定する一定の事業に係る一定の所得の金額を有する場合には、その指定の日から5年間、その事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができることとされました。なお、この措置を受ける事業年度においては、国際戦略総合特別区域に係る特別償却又は税額控除は適用されません。

上記の改正は、総合特別区域法の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその指定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用されます（新措法60の2、新措令36の2）。

【イメージ図】



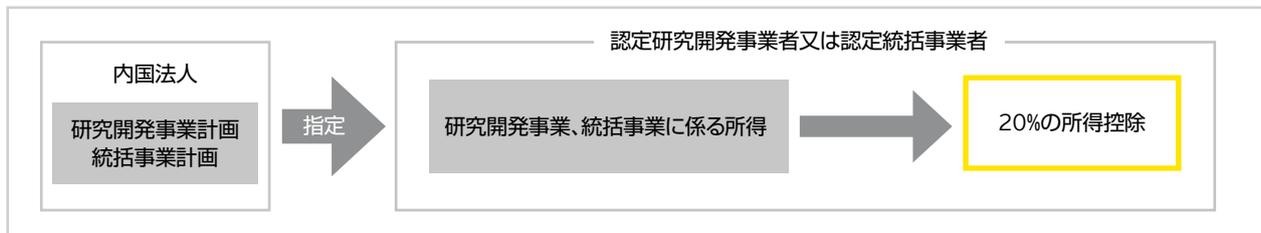
(出典：国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」10ページ)

(b) アジア拠点化推進のための税制

青色申告書を提出する認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人が、その認定に係る研究開発事業計画に記載された研究開発事業又は統括事業計画に記載された統括事業に係る所得として一定の金額を有する場合には、その認定の日から5年間、その事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができる措置が講じられました(新措法60の3、新措令36の3)。なお、この制度の適用を受ける事業年度においては、上記(a)総合特区制度の適用を受けることはできません。また、研究開発事業を行う法人がこの措置の適用を受ける事業年度においては、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の適用を受けることはできません。

上記の改正は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成23年2月14日国会提出)の施行の日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた法人のその認定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用されます。

【イメージ図】



(出典：国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」12ページ)

国際課税

1. 外国税額控除制度

外国税額控除制度について、制度の適正化を図る観点から次のような見直しが行われました。

(1) 外国法人税の範囲

複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分は、外国税額控除制度の適用上、外国法人税及び外国所得税に該当しないものとされました(新法令141③三)。

上記の改正は、平成23年6月30日以後に納付することとなる外国法人税及び外国所得税から適用されます(改正法令附則15)。

(2) 控除限度額の計算

控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができる所得(租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされる所得を除く)で当該条約相手国等において外国法人税又は外国所得税を課されるものは、国外所得に該当するものとされました(新法令142④三)。

上記の改正は、法人の平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます(改正法令附則2)。

2. 外国子会社合算税制

外国子会社合算税制の円滑な執行を図る観点から、次のような措置が講じられました。

(1) 租税負担割合の判定

- ① 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等が廃止されました(新措令39の14②一イ)。
- ② 外国関係会社の所得の金額が零の場合のトリガー税率の判定は、外国法人税の表面税率により行うことが明確にされました(新措令39の14②四)。
- ③ トリガー税率の判定上、複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分は、外国法人税及び外国所得税に該当しないものとされました。

(2) 適用除外基準

株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、事業基準以外の適用除外基準の判定を統括事業により行うことが明確にされました(新措法66の6③)。

(3) 合算金額の計算

日本税法基準によって特定外国子会社等の合算対象とされる金額を計算する場合には、現物分配に係る課税繰延べ規定の適用はないことが明確にされました(新措令39の15①一)。

(4) 資産性所得の範囲

資産性所得の基因となる株式等に係る保有割合10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前であることが明確にされました(新措法66の6④一、四)。

(5) 資産性所得の合算金額の計算(新措令39の17の2)

- ① 利子・配当等の額に対して課される外国源泉税の額は、資産性所得の金額の計算上控除できるよう計算方法が見直されました。
- ② 債券の償還差益に係る資産性所得の費用の額を簡便法により計算する場合には、償還の直前の事業年度終了の時(現行は、償還の直前)の総資産の帳簿価額を用いることとされました。
- ③ 株式等及び債券の譲渡に係る資産性所得の金額の計算上控除する取得価額について、その計算方法(移動平均法等により計算)が明確にされました。
- ④ 特許権等の使用料等に係る資産性所得の金額の計算上控除する特許権等に係る減価償却費は、継続適用を要件として、日本税法基準又は現地税法基準のいずれかにより計算することが明確にされました。
- ⑤ 資産性所得合算課税制度における次の現行の適用除外基準について、それぞれ次の措置が行われました。
 - (a) 資産性所得割合基準(当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること)
…「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないことの明確化
 - (b) 収入金額基準(資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること)
…「収入金額」の定義の明確化(償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等)

上記の改正は、内国法人の平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、特定外国子会社等の合算対象とされる金額（当該特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分に係るものに限る）について合算課税を行う場合について適用されます（改正法附則58等）。

ただし、上記(3)の改正は、特定外国子会社等の平成23年6月30日以後に行われる現物分配について適用されます（改正措令附則21②）。

3. コーポレート・インバージョン対策税制

特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例等について、外国子会社合算税制と同趣旨の改正が行われました（新措法66の9の2、新措令39の20の6）。

4. 外国法人の現物出資

外国法人が行う現物出資について、次の措置が講じられました。

(1) 1号PEを有する外国法人が行う現物出資

- ① 外国法人の日本支店等が内国法人に資産等の移転を行う現物出資に係る課税繰延べの要件について、事業継続要件及び株式管理要件が廃止されました（旧法令188①十八）。
- ② 現物出資後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合に繰り延べた譲渡益に対して課税を行う取戻し課税が廃止されました（旧法令188⑧）。

(2) 外国法人が行う現物出資の適格性

上記(1)の改正に伴い、外国法人が内国法人に対して国外にある資産等の移転を行う現物出資を適格現物出資に該当しないこととする等の所要の整備が行われました（新法22の十四、法令4の3⑨）。

上記の改正は、平成23年6月30日以後に行われる現物出資から適用されます。なお、同日前に行われた現物出資について同日以後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合についても、取戻し課税は行わないこととされました（改正法附則11、改正法令附則19）。

5. 移転価格税制

OECD移転価格ガイドラインが平成22年8月に改定されたこと等に伴い、移転価格税制について以下の改正が行われました。

なお、下記(1)及び(2)は切り出し法により措置され、下記(3)及び(4)は今後の事務運営指針等の改正に伴って明確化される見込みです。

(1) 独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し(Best Method Ruleの導入)

現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順位を廃止し、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正されます（新措法66の4②）。

上記の改正は、平成23年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます（改正法附則57）。

(2) 比較利益分割法及び残余利益分割法の政令化

独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、旧租税特別措置法施行令39条の12第8項第1号の利益分割法の下位分類として同ガイドラインにおいて認められている算定方法(比較利益分割法及び残余利益分割法。現行措置法通達66の4(4)-4及び(4)-5に規定)が、同号の改正により同号イ及びハとして明確化されました(新措令39の12⑧一)。

(3) 独立企業間価格幅(レンジ)の取扱いの明確化

国外関連取引の価格等(実績値)が、レンジの中にある場合には、課税処分を行わないこと、また、レンジの外にある場合には比較対象取引の価格等の平均値に加え、その分布状況等に応じた合理的な値(例えば、中位値)を用いた独立企業間価格の算定もできることが事務運営指針等において明確化される見込みです。

(4) シークレットコンパラブルの運用の明確化

納税者の予見可能性を確保する観点から、シークレットコンパラブル(類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報)が適用される場合の具体例や、シークレットコンパラブルを用いる際は守秘義務の範囲内でその内容を説明することが事務運営指針等に規定され、明確化される見込みです。

金融・証券税制

(1) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る優遇措置の延長

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の適用期限が2年(平成25年12月31日まで)延長されます(平成20年改正法附則32、33、43に係る改正)。

(2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税(いわゆる日本版ISA)措置の施行延期等

個人による株式市場への積極的な参加を促すことを目的として平成22年度税制改正において平成24年から導入されることとなっていた非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置が講じられます。

① 施行日の延期

施行日が2年延長され、平成26年1月1日からの適用となります(改正法附則29,37)。

② 非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡大

非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等が追加されます(新措法37の14⑤)。

上記の改正は、平成26年1月1日以後に行われる上場株式等の募集により取得する上場株式等について適用されます(改正法附則37)。

(3) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の見直し

先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等が加えられます(新措法41の14①)。

① 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引(同法2条14項1号から5号までに掲げる取引に限る)の差金等決済

- ② 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引(同法2条22項1号から4号までに掲げる取引に限る)の差金等決済
- ③ 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡

上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用されます(改正法附則43)。

(4) 投資法人(Jリート)・特定目的会社等の導管性要件の見直し

① 国内50%超募集要件の見直し

投資法人に係る課税の特例における導管性要件について、投資口に係る国内募集割合を50%超とする要件における判定を、「発行をする投資口ごと」から「発行をした投資口の合計」で行うように緩和されました(新措令39の32の3③)。一方、特定目的会社に係る課税の特例における導管性要件について、2種類以上の優先出資を発行する場合には、種類毎に国内募集割合の50%超判定を行うこととなりました(新措令39の32の2③)。

上記の改正は、平成23年6月30日以後に終了する事業年度から適用されます(改正措令附則26、27)。

② 税務上の機関投資家の追加

金融商品取引法における適格機関投資家の範囲が改正され(平成23年4月6日施行)、海外年金基金(届出時における純資産額が100億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行ったものに限る)が追加されたことに伴い、導管性要件における機関投資家の範囲にも、金融庁長官に適格機関投資家の届出を行った海外年金基金が追加されました(新措規22の18の4①)。

上記の改正は、平成23年6月30日以後に終了する事業年度から適用されます(改正措規附則11)。

消費税

(1) 免税事業者の要件の見直し

事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次の見直しが行われました。

- ① 個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、事業者免税点制度が適用されないことになりました。なお、特定期間とは次に掲げる期間をいいます(新消法9の2①④)。
 - ▶ 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間
 - ▶ 法人のその事業年度の前事業年度(7月以下のもの等を除く)開始の日から6月の期間
 - ▶ 法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合は、その事業年度の前々事業年度(基準期間に含まれる事業年度等を除く)の開始の日から6月の期間(その前々事業年度が6月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日から終了の日までの期間)
- ② 上記①の適用に当たっては、事業者は、本来の課税売上高の金額に代えて、その特定期間における給与等の支払額をもって「特定期間における課税売上高」とすることができず(新消法9の2③)。
- ③ 上記①に該当することとなった場合には、速やかにその旨の届出書を提出する必要があります(新消法57①)。

上記の改正は、平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度から適用されます(改正法附則22①)。

(2) 仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用することとされました(新消法30②)。

上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます(改正法附則22③)。

(3) 「仕入控除税額に関する明細書」添付の義務化

消費税の還付申告書(仕入控除税額の控除不足額の記載のあるものに限る)を提出する事業者に対し任意に提出を依頼している「仕入控除税額に関する明細書」について、還付申告書への添付を義務付けた上、その記載事項の拡充が行われます(新消規22③)。

上記の改正は、平成24年4月1日以後に提出する還付申告書について適用されます(改正消規附則2)。

納税環境整備

納税環境整備の主な改正項目は、以下のとおりです。

切り出し法においては、旧法案において改正が予定されていた納税者権利憲章は策定されませんでした。

(1) 還付加算金の計算期間の見直し

更正に基づく法人税の中間納付額等の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日(その更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日とその更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日)までの日数は、その計算期間に算入しないこととされました(新所法159、160、新法133、134、新消法54、55他)。

上記の改正は、平成24年1月1日以後に支払決定又は充当をする国税に係る還付金に加算すべき金額について適用されます。ただし、その加算すべき金額の全部又は一部で同日前の期間に対応するものの計算については、従前の例によります(改正法附則4、15、22④他)。

(2) 租税罰則(国税関係)の見直し

- ▶ 大口・悪質な無申告事案に厳正に対応する観点から、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」については、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処され、又はこれらが併科されることとなりました(新所法238③、新法159③、新消法64④他)。
- ▶ 大口・悪質な消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定が創設されました(新消法64②)。

上記の改正は、平成23年8月30日以後にした違反行為について適用されます(改正法附則1①一、92)。

(3) 税務職員の質問検査権

税務職員が税務調査について必要がある場合に、その調査対象である法人に対し金銭の支払い又は物品の譲渡をする義務があると認められる者等に検査を求めることができるものに、帳簿書類だけでなく「その他の物件」が追加されました(新法154)。

上記の改正は、平成24年1月1日から施行されます(改正法附則1①三イ)。

(4) 事前照会に対する文書回答制度の見直し

- ▶ 国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が国税局の受付窓口
に到達した日からおおむね1月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答
の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、その事前照会者に対し
口頭で説明することとされました。
- ▶ 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容
等の公表を延期できる期間が、最長1年以内(現行180日以内)に延長され
ました。
 - ▶ 参考資料：国税庁「事前照会に対する文書回答手続の一部改正について」
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/jizenshokai/bunsho/leaflet/01.pdf>

上記の改正は、平成23年4月1日以後に行われる事前照会について適用され
ます。

附則に関する凡例

- 改正法附則：現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための
所得税法等の一部を改正する法律(平成23年6月30日 法律第82号) 附則
- 改正法令附則：法人税法施行令の一部を改正する政令(平成23年6月30日 政令第196
号) 附則
- 改正法規附則：法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成23年6月30日 財務省令第
30号) 附則
- 改正消規附則：消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成23年6月30日 財務省令第
34号) 附則
- 改正措令附則：租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成23年6月30日
政令第199号) 附則
- 改正措規附則：租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年6月30日
財務省令第35号) 附則

関連資料

- ▶ 財務省「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税
法等の一部を改正する法律」平成23年6月30日公布・施行
http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/index.htm
- ▶ 国税庁「平成23年度 法人税関係法令の改正の概要」
http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2011/pdf/all.pdf

タックスライブラリーのお知らせ

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人ウェブサイトの「タックスライブラリー」では、
ニュースレター(原則毎月発行)、専門雑誌掲載記事、出版書籍などをご紹介します。

<http://www.ey.com/JP/ja/Services/Tax/Tax-Library>

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、
下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、
トランザクションおよびアドバイザリーサービスの
分野における世界的なリーダーです。全世界の
14万1千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に
基づいて、品質において徹底した責任を果します。
私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能
性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう
支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・
ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファーム
で構成されるグローバル・ネットワークを指し、各
メンバーファームは法的に独立した組織です。
アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、
英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは
提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介
しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人に
ついて

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年
にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使
し、常にクライアントと協力して質の高いグローバ
ルなサービスを提供しております。企業のニーズに
即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格
などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライ
アンスの専門家集団として質の高いサービスを提供
しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介して
います。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20110907-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形
式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に
含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られ
るものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への
代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなうで
ください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本ア
ーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・ア
ンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメン
バーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他い
かなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は
本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないこと
により発生したいかなる損害についても一切の責任を負い
ません。